

# 介護保険施設や短期入所利用時の居住費・食費の負担軽減

施設サービスなどを利用する場合の居住費(滞在費)や食費は、所得状況に応じた自己負担の上限が設けられ、申請により「介護保険負担限度額認定証(黄色)」が交付されます。その認定証を利用する施設に提示することで居住費・食費の自己負担額が軽減されます。

問い合わせ)介護保険課☎(888)5675

★現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちのかたは、7月31日(日)で期限が切れます。8月以降も必要なかたは、再度申請が必要です。申請受付は6月20日(月)から。所得の状況などにより、現在対象のかたでも対象外となることがあります。

\*右表の第1段階から第3段階②に該当する場合でも、世帯を別にしていない配偶者が市県民税の課税者である場合や、預貯金などの金額が要件を超える場合には対象となりません。

**対象施設など**…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設、短期入所療養介護施設、介護医療院

\*短期入所は介護予防サービスも対象です。また、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などは対象外です。

**申請方法**…申請書と預貯金などを確認できる書類(生活保護受給者は不要)と一緒に介護保険課(市役所2階)、河辺・雄和の各市民サービスセンターの窓口にご提出ください

\*更新受付時期は窓口が非常に混雑するため、郵送での申請も受け付けます。

◆各種申請書は市ホームページからもダウンロードできます。広報ID番号 1017879

## ■対象と負担限度額

(1=ユニット型個室 2=ユニット型個室的多床室または従来型個室 3=多床室)

負担段階	所得の状況	預貯金などの資産状況	居住費・食費の上限額…日額
第1段階	生活保護を受給しているかたなど	単身 1,000万円以下	1=820円 2=490円 (320円)
	老齢福祉年金を受給しているかた	夫婦 2,000万円以下	3=0円 食費=300円 (300円)
第2段階	前年の合計所得金額 + 年金収入額が80万円以下のかた	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	1=820円 2=490円 (420円) 3=370円 食費=390円 (600円)
第3段階①	前年の合計所得金額 + 年金収入額が80万円超120万円以下のかた	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	1=1,310円 2=1,310円 (820円) 3=370円 食費=650円 (1,000円)
第3段階②	前年の合計所得金額 + 年金収入額が120万円を超すかた	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	1=1,310円 2=1,310円 (820円) 3=370円 食費=1,360円 (1,300円)

②の( )内の金額=特別養護老人ホームに入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合

食費の( )内の金額=短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合

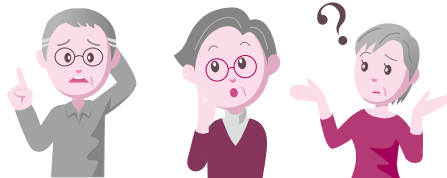
## こんなことでお困りではありませんか？

障がいのある娘と暮らしていますが、私たち両親がいなくなった後のことが心配。

親の物忘れが進んできました。通帳も印鑑もどこにしまったかわからないみたいです。

物忘れかしら…いつの間にか高額な契約を何件もしてしまったけど、これからどうしたらいいの？

頼る人がいないのだけれど私が認知症になったら誰が世話してくれるんだろう？



秋田市権利擁護センター

☎(862)0102

(平日9:00~17:00)

\*年末年始を除く

FAX(862)8900



お気軽にご相談ください

# 令和4年度分 介護保険料納入通知書 65歳以上のかたへ 6月24日(金)にお送りします



## ■介護保険料所得段階表(令和4年度)

(保険料額は基準額にそれぞれの調整率を乗じた額)

介護保険料額(所得段階)は、令和4年度の市町村民税の課税状況や合計所得金額などをもとに算定したものです。年間の保険料額は、納入通知書でご確認ください。

問い合わせ▶介護保険課☎(888)5672

- ◆普通徴収(金融機関や口座振替での納付)のかたは、スマートフォン決済による納付も可能です。詳しくは、市ホームページをご覧ください 広報ID番号 1025826
- ◆4月以前から年金引き落とし(特別徴収)になっているかたや、今年の8月までに特別徴収になるかたには、はがきサイズの通知書をお送りします
- ◆令和4年度中に65歳になったかたで、一定の条件に該当するかたは年金引き落とし(特別徴収)に変わります。納入通知書をご確認ください
- ◆令和4年5月以降に資格の喪失(死亡や転出など)されたかたにも、納入通知書をお送りします。令和3年度の保険料を納める場合や、納付済みの保険料が還付される場合があります
- ◆災害、収入の激減、生活困窮などで保険料の納付が困難な場合は、減免の制度があります。納期限の7日前までに介護保険課へ申請してください。年金引き落とし(特別徴収)の場合は当該月の19日まで

所得段階	対象	保険料額(年額)
第1	▶生活保護受給者 ▶世帯員全員が市町村民税非課税の 老齢福祉年金受給者	22,436円 調整率 0.3
第2	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下のかた
第3		120万円以下のかた
第4		120万円を超えるかた
第5	▶本人が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下のかた
第6	▶本人が市町村民税課税で、合計所得金額が	80万円を超えるかた
第7		▶120万円未満のかた
第8		▶120万円以上150万円未満のかた
第9		▶150万円以上180万円未満のかた
第10		▶180万円以上250万円未満のかた
第11		▶250万円以上300万円未満のかた
第12		▶300万円以上400万円未満のかた
		▶400万円以上のかた

\*表中の公的年金には、非課税年金(遺族年金、障害年金)を含みません。また、第1～第5段階の合計所得金額には、公的年金収入額に係る所得金額を含みません。

## 「成年後見制度」のご相談は秋田市権利擁護センターへ

秋田市社会福祉協議会内(八橋)にある秋田市権利擁護センターでは、みなさんが住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、成年後見制度の活用をお手伝いしています。

成年後見制度…認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分なかたを保護し、財産管理や契約などに関する法律的な支援を行う制度です。



### 秋田市権利擁護センターのおもな業務

- ◆相談…成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした支援など
- ◆成年後見制度の利用促進…申立手続きの支援など
- ◆講演会などの実施…職員による出前講座やセミナーの開催など